

## 【用語の解説－婦人補導統計年報】

用語	解説
補導処分	売春防止法第17条の規定による入院である。
仮退院の取消し	売春防止法第27条の規定により、仮退院を取り消された者の再入院である。
逃走者の連戻し	婦人補導院法第16条の規定による逃走者の再入院である。
その他	入院の「その他」は、収容状の執行により出院した者の再入院等であり、出院の「その他」は、補導処分の取消し、収容状の執行による出院等である。
退院	補導処分期間が経過したことによる出院である。
仮退院	売春防止法第25条の規定による仮退院である。
逃走	在院者の逃走である。